

官報

号外

昭和二十八年七月六日

第十六回 参議院會議録第十八号

昭和二十八年七月六日(月曜日)午前十一時開議

議事日程 第十七号

昭和二十八年七月六日
午前十時開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

(前会の続)

第二 鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

郵政委員 田中 一君
建設委員 三木 治朗君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

郵政委員 三木 治朗君
建設委員 田中 一君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員 山下 義信君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

水害地緊急対策特別委員 山田 簡男君

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農産物検査法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

北海道防犯住宅建設等促進法案

建設委員会に付託

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

産業労働者住宅資金融通法案

建設委員会に付託

らい予防法案

厚生委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

通行税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを参議院に送付した。

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律案

人権擁護委員法の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

去る三日予算委員長から提出した公聴会開会承認要求に対し、議長は一昨四日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称

昭和二十八年年度一般会計予算(予備審査)

昭和二十八年年度特別会計予算(予備審査)

昭和二十八年年度政府関係機関予算(予備審査)

一、公聴会の問題

総予算について

一、公聴会の月日

七月十日、十一日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。

昭和二十八年七月三日

予算委員長 青木 一男

参議院議長河井彌八郎

一昨四日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知を受領した。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知を受領した。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

同日議長は、地方制度調査会委員廣瀬久忠君の辞任による補欠として館哲三君を推薦した旨を内閣に通知した。

同日議長は、社会保険制度審議会委員館哲三君の辞任による補欠として廣瀬久忠君を推薦した旨を内閣に通知した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

この際、議事の都合により、日程第一を次会に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

昭和二十八年七月六日 参議院會議録第十八号 鉱業法の一部を改正する法律案外一件

○議長(河井彌八君) 日程第二、鉱業法の一部を改正する法律案、日程第三、火災類取締法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

鉱業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年六月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

鉱業法の一部を改正する法律案

鉱業法の一部を改正する法律案

鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 地方鉱害賠償基準協議会(第百六十五条―第百七十一條―第百八十條)」を「第六章 二 地方鉱業協同会(第百六十五条―第百七十條―第百七十一條―第百八十條)」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 土地調整委員会は、前項の規定による禁止をした場合において、

その鉱区禁止地域内における同項の規定により指定された鉱物の採掘が著しく公共の福祉に反するようになつてゐると認めるときは、通商産業局長に対し、その鉱区禁止地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権について第五十三条の規定による処分をすべきことを勧告することができる。

第三十三条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第三十五条及び第五十三条中「公共の用に供する施設」の下に「若しくはこれに準ずる施設」を加え、「破壊し」の下に「文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ」を加える。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 国は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて生じた損失を当該鉱業権者(減少の処分に係る鉱区の部分又は取消に係る鉱業権の鉱区に租鉱権が設定されているときは、当該鉱業権者及び当該租鉱権者)に対し補償しなければならない。

2 前項の規定により補償すべき損失は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて生じた損失とする。

3 通商産業局長は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて著しく利益を受ける者があるときは、その者に対し、その利益を受ける限度において第一項の規定による補償金の額の全部又は一部を負担させることができる。

4 第一項の規定による補償金及び前項の規定による負担金の額は、通商産業局長が地方鉱業協議会の意見をきき、且つ、通商産業大臣の承認を受けて決定する。

5 前条の規定により鉱区の減少の処分を受け、又は取り消された採掘権の上に抵当権があるときは、当該抵当権者の承諾を得た場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

6 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対して、その権利を行うことができる。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二 鉱業権者は、前条の管理人の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 通商産業局長は、第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

第八十七条中「第六十四条」の下に「第六十四条の二」を加える。

第一百二十二条第一項、第六十五條、第六十九條及び第七十條中「地方鉱害賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に改める。

「第四節 地方鉱害賠償基準協議会」を削り、第六十五條の前に次の章名を加える。

第六章の二 地方鉱業協議会
第六十六條を次のように改める。

(所掌事務)
第六十六條 地方鉱業協議会は、通商産業局長の諮問に應じて、第五十三條の二第一項の規定による補償金及び同条第三項の規定による負担金の額並びに第百二十二條第一項の基準に關し調査審議する。

第百六十七條第一項中「地方鉱害賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に、「十二人」を「二十人」に改め、同条第二項中「職員」の下に「及び鉱業に關し学識経験がある者」を加える。

第百八十七條第一項中「租鉱権の取消」の下に「第五十三條の二第四項の決定」を加える。

第百八十九條中「規定による通知

又は」の下に「第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十八條第一項、第四十九條第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(強制徴収)
第百八十九條の二 通商産業局長は、第五十三條の二第三項の規定による負担金を納付しない者があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 通商産業局長は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る負担金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。

4 通商産業局長は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る負担金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

5 第一項に規定する負担金及び前

項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先だつものとする。

6 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に関する書類の送達に準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、附則第三項の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から適用する。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の適用に關しては、鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第四条の規定により、鉱物の掘採を継続することが出来る者は、鉱山保安法第二条第一項の鉱業権者と、その者が掘採の事業を行ふ事業場は、同条第二項の鉱山と、その事業場において掘採の事業に従事する者は、同条第三項の鉱山労働者とみなす。

8 日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日に於いて日本の国籍を喪失した者がその日に鉱業権又は租鉱権を有していたときは、その者及びその相続人は、鉱業法第十七条(同法第

昭和二十八年七月六日 参議院會議録第十八号 礦業法の一部を改正する法律案外一件

八十七条において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、昭和二十九年四月二十七日までは、当該鉱業権又は租鉱権を有することが出来る。

4 礦業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

3 新法第八十九條の規定は、第一項の土地の所有者が知れない場合又はその所在が不明な場合における同項の通知に準用する。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「地方礦業賠償基礎協議會」を「地方礦業協議會」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

火藥類取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十八年六月三十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 篤八郎

火藥類取締法の一部を改正する法律案

火藥類取締法の一部を改正する法律

火藥類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号(中)「(が)具用煙火を除く。」を「(通商産業省令で定めるものを除く。)」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二 火藥庫の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、火藥庫の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により火藥庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、過期なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十二條中「第十七條第一項」の下に「若しくは第二十四條第二項」を、「譲受」の下に「若しくは輸入」を加え、同条に後段として次のように加える。

相續若しくは遺贈又は法人の合併により火藥庫の所有権を取得した者が、その火藥庫を消費することを要しなくなつたとき及び特例法第三條の規定による特例免許を受けた者であつて裝藥銃を使用するものが、特例免許の有効期間満了の際火藥類を

所持する場合において、その満了の日から一年を経過したときも同様である。

第二十五條第一項但書中「又は射的練習」を、「射的練習、信号又は観

賞」に改める。

第四十八條第一項中「第五條」の下に「第十二條第一項」を加える。

第四十九條第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 第三條の許可の申請をする者	二万円
二 第五條の許可の申請をする者	一万五千元
三 第十二條第一項の許可の申請をする者	五千元
四 第十五條の完成検査を受けようとする者	三千元
五 第十七條第一項の許可の申請をする者	三百円
六 第二十條の運搬証明書の交付を受けようとする者	三百円
七 第二十四條第二項の許可の申請をする者	三百円
八 煙火について第二十五條第一項の許可の申請をする者	三百円
九 第三十一條第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者	千円
十 第三十一條第三項に規定する都道府県知事の行う試験を受けようとする者	七百元
十一 火藥類作業主任者免状又は火藥類取扱主任者免状の再交付を受けようとする者	三百円

第四十九條第二項中「並びに甲種火藥類作業主任者免状及び乙種火藥類作業主任者免状の交付」を、「第三十一條第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者及び甲種火藥類作業主任者免状又は乙種火藥類作業主任者免状の再交付」に改める。

第五十條第一項中「第十二條」の下に「第十二條の二第二項」を加える。

第五十一條第二項中「信号火せん」

及び煙火」を「及び信号火せん」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条に第三項として次の一項を加える。

3 煙火については、第十七條、第十九條から第二十二條まで、第二十七條、第三十條第二項、第三十三條及び第三十六條の規定は、適用しない。

第五十二條第一項中「又は第十六條」を「又は第十二條の二第二項、第十六條」に改める。

第六十条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 第四十八条第一項の条件に違反した者

第六十一条第四号中「第十六条第一項」を「第十二条の二第二項、第十六条第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

〔中川以良君登壇、拍手〕

○中川以良君 只今議題となりました二つの法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

先ず銃薬法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行銃薬法は、終戦後の我が国の法制民主化の線に沿ひ、全面的な検討を加え、広汎な修正をみて、昭和二十五年十二月に成立し、爾来二年有半の運営の結果、實際上不十分な点もあり、これについて若干修正を加え、銃薬発展の適正化を図らんとするものでございます。

その主要な修正の第一点は、銃薬と他の公益との関係について社会の実情により適応した調整方法を採用したこととであります。即ち、法第三十五条、第五十三条の銃薬権の許可及び取消の

条項中、「公共の用に供する施設」の下に、「若しくはこれに準ずる施設を追加之、又、「文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、」の条項を加えたこととあります。第二点は、公益のためにする銃薬権の取消により銃薬権者に損失を与えた場合、国及び受益者により、その損失を補償することとができることとしたのであります。改正の第三点は、国庫喪失者の銃薬権享有に関する特例を設けたこととあります。即ち、昨年四月、平和条約発効により、朝鮮人、台湾人等、在来の外地主民と言われる人々が、日本国籍を喪失したため、これらの人々が享有しておつた銃薬権に對しましては、昭和二十九年四月二十七日までの権利を有することができるといたしましたのであります。なお、本法による行政処分に基づき支障を生じ又は行政処分の相手方等に不利益を与える虞のある事項について、若干の修正を加えたこととあります。以上が本改正法律案の概要でございます。

次に本法案審議を通じての問題点を申し上げます。先ず第一に問題になりましたのは、銃薬権と他の公益との調整の点でございます。特に銃薬権と文化財保護法との関係が問題になりました。本問題に關しましては、特に文化財保護委員会委員長、土地調整委員会、通商産業省等から意見の聴取をしますと共に、参考人といしまして日本

石灰石銃薬協会から、只今巷間伝えられております小倉市平尾台における石灰石探掘銃薬権と、これが文化財指定により、事實上、銃薬権の停止に會つてゐる問題について、参考人より意見の陳述を求め、法律案審議の参考といたしました次第であります。問題の第二点は、既存の銃薬権とこれが地上に建設されておる公共物件との調整問題であります。この問題に關しましては、現行銃薬法においては調整の方法がなく、近い将来において改正を加えることが妥当であるとの結論に達したのでございます。以上二点が重要な問題点でございます。委員各位からは終始熱心な質疑がなされましたが、質疑応答の詳細は速記録に譲ります。かくて討論に入りまして、石原委員より附帯決議を付して本案に賛成する旨の発言がございました。

採決に入り、原案を議題といたしましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました。次いで石原委員提出の附帯決議を議題といたしましたところ、これ又全会一致を以て石原委員提出の附帯決議は採択されました。

その附帯決議の内容をここに申し上げます。銃薬法の一部を改正する法律案に對する附帯決議
我が国の現下の経済情勢の下において、地下資源の開発はますます、そ

の重要性を加えて來たのであるが、最近特に銃薬と文化財との間に紛争を生じておる事例が少くないのである。勿論、世界に誇る我が国の多くの文化財の保護に遺憾なきを期すべきことは論を待たないところであるが、その文化財の保護措置を講ずるに當つては、銃薬開発の重要性に顧み、兩者の調整に遺憾なきを期するよう運営上留意すると共に、

一、文化財保護委員会及びその下部機関の運営が他の利益との調整をなし得るよう、その構成につき考慮すること。

一、文化財の指定により他の利益に損失を与えるときは所要の補償をなすこと。

一、文化財の指定その他の保護処分が執行的にならないよう、これに對し不服申立の途を拓くこと。

等、制度上の所要の改善を考慮すべきである。

右決議する。

以上御報告申し上げます。

次に火薬類取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

先ず本法律改正の主要な点を申し上げます。本法律案の眼目といたしておられますものは、煙火の消費につきまして都道府県知事の許可を受けなければならぬことをきめたのであります。この点につきましては、従来銃砲火薬類取締法により、又昭和二十一年ボツ

ダム共同省令「兵器航空機等の生産制限に關する件」が施行されてからは、この省令によつて法的規制を加えて來たのであります。併し昨年十月、これが失効した結果、仕掛煙火、打揚煙火の消費については、何らの法的規制がなくなつたのであります。併しな

ら、煙火の消費については、その不始末から思惟災害を起した事例もあり、災害防止の観点からも法的規制を加えることは必要な措置でございます。

で、一定数量以上の煙火の消費については都道府県知事の許可を受けなければならぬこととしたのであります。又同時に煙火の消費の技術上の基準を定め、この基準に従つて煙火を消費せしめるよう改正されております。

その他、火薬類取締法施行後今日までの実情に鑑み、この法律の適用を受けない玩具用煙火、その他火工品の範圍を明確にいたしますと共に、火薬庫の譲り受け等の場合における許可の制度を簡素化し、持続者の火薬措置義務について一年間の猶予期間を設けたこと、その他、火薬類作業主任者等の免状交付の際の手数料徴収を受験の際の手数料の徴収に改める等、所要の改正を加えておるのでございます。以上が本改正法案の概要でございます。

本案審議を通じて特に問題となりました点は大体次の二点でございます。第一点は火薬措置義務について新たに

第一点は火薬措置義務について新たに

第一点は火薬措置義務について新たに

第一点は火薬措置義務について新たに

第一点は火薬措置義務について新たに

第一点は火薬措置義務について新たに

第一点は火薬措置義務について新たに

一年間の余裕を設けたこと、第二点、火災取締の不始末により起る災害防止、それが行政監督上の適正なる措置等でございます。本案審議に際しましては、各委員より熱心な質疑が行われましたが、質疑応答の詳綱は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて討論採決の結果、全会一致を以て本法律案は政府原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 参事に報告いたします。
〔参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出した。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案可決報告書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案、
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、
国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案、(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員長草葉隆國君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律
第一条 国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみ、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派(ここにいう会派には、政治資金規正法(昭和

二十三年法律第九十四号) 第六十条第一項の規定による届出のあつた政党で議院におけるその所属議員が一人の場合を含む。以下同じ)に對し、立法事務費を交付する。

2 前項の立法事務費は、議員に對しては交付しないものとする。

第二条 立法事務費は、毎月交付する。

第三条 立法事務費として各会派に對し交付する月額は、各議院における各会派の所属議員数に應じ、議員一人につき二万円の割合をもつて算定した金額とする。

第四条 前条の所属議員数は、毎月交付日における各会派の所属議員数による。

2 立法事務費の交付日において、議員の任期満了、辞職、退職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱退若しくは除名又は衆議院の解散があつた場合には、当月分の立法事務費の交付については、これらの事由が生じたかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

第五条 各会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によつて決定する。

第六条 各会派は、立法事務費の交付を受けるために、立法事務費経理責任者を定めなければならない。

第七条 各議院の議長は、立法事務費の交付に關し疑義があると認めるときは、議院運営委員会に諮つて決定する。

第八条 この法律に定めるものを除く外、立法事務費の交付に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

附則
この法律は、昭和二十八年七月七日から施行し、同年四月一日以後の立法事務費につき適用する。但し、同年四月から六月までの立法事務費は、第二条及び第四条第一項の規定にかかわらず、同年七月七日現在における各会派に對し一括して交付するものとし、その金額は、同日現在の当該所属議員数に應じて算定する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二但書中「日額五百円」を「日額千円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月十八日から適用する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年七月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

昭和二十八年七月六日 参議院會議第十八号 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案外二件

附則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

〔草案附則〕

○草案附則 只今議題となりました国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案の委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、各議院における各会派に対し立法事務費を交付しようとするものでありまして、全文八カ条及び附則の経過規定から成っております。

その主な点を御説明申し上げますと、この立法事務費は、毎月各会派の所属議員数に依り、議員一人につき一万円の割合を以ちまして算定した金額を交付するものでありまして、立法事務費の交付を受けるべき会派の範囲につきましても、本案第五条において一般的にその会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によつて決定することとなつておりますが、その会派には、政治資金規正法第六第一項の規定による届出のあつた政党で、その議院における所属議員が一人の場合をも含めて取扱うことになつております。本案の内容につきましても、かねてか

ら庶務関係小委員会におきまして衆議院側との十分なる連絡のもとに慎重に検討を加えて参つたのでありますが、今回正式に法律案として提出されましたので、改めて議院運営委員会におきましてこれを審査いたしました結果、全会一致を以て可決すべきものであると決定した次第であります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、これは従来各議院の役員及び特別委員長が国会開会中に受ける議院雑費の額は日額五百円を限度として支給されておるのであります

が、最近における経済事情の変化に伴うとしまして、支給額の限度を日額千円に改めようとするものでありまして、庶務関係小委員会におきまして衆議院側との十分なる連絡をなし、事前の検討を経て参つておりましたので、議院運営委員会におきましても十分審査をいたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、国会閉会中、委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、国会閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決に

よりまして特に付託された事件について審査を行いましたとき、その委員が出席日数に依りて受ける審査雑費の額は、従来日額千五百円の定額によつて支給されていたものでありますが、最近の経済事情に鑑みまして、その定額を日額二千五百円に改めようとするものでありまして、庶務関係小委員会におきまして衆議院側との十分連絡をなし、内容の検討を経て、議院運営委員会におきまして審査の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第二 鉱業法の一部を改正する法律案

一、日程第三 火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員

議長 河井 彌八郎
副議長 重宗 雄三郎

佐藤 尚武君 高良 とみ君
小林 武治君 小林 政次君
北 勝太郎君 上林 忠次君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
梶原 茂嘉君 石黒 忠篤君
赤木 正雄君 山川 良一君
村上 義一君 宮城タマヨ君
三木與吉郎君 前田 久吉君
早川 慎一君 館 哲三君
高瀬莊太郎君 杉山 昌作君
深水 六郎君 横川 信夫君
木村 守江君 安井 謙君
青柳 秀夫君 西川弥平治君
石井 桂君 井上 清一君

関根 久蔵君 川口爲之助君
吉田 萬次君 森田 豊壽君
宮本 邦彦君 宮田 重文君
田中 啓一君 石川 榮一君
松本 昇君 植竹 春彦君
岡田 信次君 大谷 榮潤君
一松 政二君 中川 幸平君
寺尾 豊君 左藤 義詮君
中山 壽彦君 中川 以良君
大屋 晋三君 津島 壽一君
小淵 彬君 古池 信三君
宮澤 喜一君 高橋 衛君
西岡 ハル君 近藤 信一君
石村 幸作君 永岡 光治君
加藤 武徳君 上原 正吉君
郡 祐一君 西川滋五郎君
藤田 進君 平井 太郎君
川村 松助君 堀 末治君
白波瀬米吉君 池田宇右衛門君
島津 忠彦君 湯山 勇君
小林 英三君 草葉 隆圓君
黒川 武雄君 栗山 良夫君
秋山 長造君 海野 三朗君
大倉 精一君 河合 義一君
岡 三郎君 亀田 得治君
田中 一君 白井 勇君
竹中 勝男君 成瀬 勝治君
小林 亦治君 小酒井義男君
久保 等君 松澤 兼人君
岡田 宗司君 山口 重彦君

堂森 芳夫君	中田 吉雄君
小笠原三男君	若木 勝蔵君
東 隆君	三橋八次郎君
羽生 三七君	千葉 信君
三木 治朗君	加藤シヅエ君
野本 品吉君	赤松 常子君
石川 清一君	三浦 義男君
松永 義雄君	深川タマエ君
武藤 常介君	八木 秀次君
八木 幸吉君	加瀬 完君
千田 正君	相馬 助治君
有馬 英二君	松浦 定義君
菊田 七平君	長谷部ひろ君
上條 愛一君	棚橋 小虎君
一松 定吉君	松原 一彦君

國務大臣

國務大臣 大野木秀次郎君

政府委員

通商産業 政務次官 古池 恒三君

昭和二十八年七月六日 参議院會議録第十八号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円

(送料別)

発行所

東京新聞社
大蔵省印刷局
電話九段四三〇〇
振替東京一九〇〇
官報部